

身体的拘束最小化のための指針

I、身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者さんの自由を制限する事であり、尊厳ある生活を阻むものである。

当院では、患者さんの尊厳と主体を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしない医療・看護の提供に努める。

<身体的拘束の定義>

身体拘束とは「衣類または綿入り帯等を使用して一時的に該当患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう」

昭和 63 年 4 月 8 日 厚生省告示 第 129 号における身体拘束の定義

1) 身体拘束に該当する具体的な行為

- ① 独り歩きしないように車椅子椅子、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- ③ 自分で降りられないようにバッドを柵で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひもなどで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養のチューブを抜かれぬように、または皮膚をかきむしらないように、四肢の機能を制限するミトン等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」より

2) 身体拘束等禁止の対象とはしない具体的な行為

肢体不自由や体幹機能障害があり残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための工夫として実施する行為については身体拘束等禁止行為の対象としないこともあります。

- (1) 整形外科疾患の治療であるシーネ固定など
- (2) 自力座位を保持できない場合の車いすベルト
- (3) 身体拘束等をせずに患者を転倒や離院などのリスクから守る事故防止対策

3) 鎮静を目的とした薬剤の適正使用

行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、医師・看護師等で協議を行い、患者に不利益が生じない量を使用する。また、薬剤の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう適正量の薬剤使用を検討する。

II、身体的拘束適正化のための体制

1 身体的拘束最小化チームの設置

身体的拘束最小化を目的として、身体的拘束最小化チームを設置し、月1回開催。

1) チームの活動内容

1. 身体的拘束の実施状況を把握し、職員・管理者へ定期的に周知を図る。
2. 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討を行う。
3. 身体拘束を実地した場合の検討を行う。
4. 身体拘束最小化に関する職員全体への指導・研修の開催

2) 身体的拘束最小化チームの構成員

医師、病棟看護師・看護補助職、薬剤師、理学療法士、作業療法士、事務等

III、やむを得ず身体拘束を行う場合の3つの要件

当該患者さん又は、他の患者さんの生命または身体を保護するための措置として、以下の3要素を全て満たす状態にある場合は、医療者複数で協議し、患者さん・ご家族への説明・同意を得た上で、医師の指示のもと、例外的に必要な最低限の身体拘束を行うことがある。

- 1、切迫性：患者さんまたは他の患者さんの生命又は身体を危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 2、非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- 3、一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

IV、身体拘束を行う場合の対応

緊急・やむを得ず身体的拘束を行う場合は、十分な観察を行うとともに経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除できるよう努力する。具体的には以下の手順に従って実施する。

1、手順

- 1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は担当のスタッフのみで行わず医師、その他スタッフでカンファレンスをもちやむを得ないと判断されたときのみ行う。
- 2) 本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯期間をできる限り詳細に説明し十分な理解を得る。
- 3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合にも「緊急やむを得ない場合」に該当するかど

うかを常に観察、再検討し要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には実際身体拘束を一時的に解除して状態の観察を行う。

2、身体拘束に関する記録

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合にはその対応、時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

V、患者・ご家族による本指針の閲覧

本指針は、当院で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、患者やご家族が閲覧できるように掲示する。

令和6年11月作成

令和8年5月改訂